

子どもの権利を ご存じですか？



すべての子どもが
4つの権利を
もっています

子どもの権利条例では、守られるべき子どもの権利を、大きく4つに分けて定めています。また、自分の権利と同じように、他の人の権利も大切であることを規定しています。



子どもの権利相談窓口

◎電話相談

☎ 011-372-6200 (専用)
受付時間：月～金 9:30～16:00



◎メール相談

jkenri@city.kitahiroshima.lg.jp

- ★24 時間受け付けています。
- ★メッセージは必ず読んで、お返事します。
- ★メールアドレスは QR コードリーダーで読み取れます。

◎巡回子どもの権利相談

- ♥相談員が巡回して相談を受けます。
- ♥予約は不要です。
- ♥市の広報やHPで、開催場所（児童センター、子育て支援センターなど）・開催日時がわかります。
- ♥いずれの相談でも、**秘密は厳守**します。

〒061-1192
北広島市中央4丁目2番地1
北広島市役所 2階
子育て支援部 子ども家庭課
☎ 011-372-3311 (内2213)

子どもたちが
夢と希望をもって
幸せに暮らせるように



子どもの権利条例



子どもの権利救済委員会

子どもの権利相談

北広島市 子どもの権利条例

北広島市の子ども権利条例とは？

平成 24 年(2012 年)に施行された北広島市独自の条例(全 26 条)です。日本国憲法と、「児童の権利に関する条約」(1989 年に国連で採択)をもとに、北広島市としての子どもの権利を定めています。市の子どもに関する施策の基盤となるものです。

子どもの権利とは？

条例では 4 つの権利を柱として、それぞれに保障されるべき項目を示しています。その一部を紹介します。

1. 安心して生きる権利

- ・愛情と理解をもって育まれること。
- ・健康に配慮され、適切な医療がうけられること。
- ・差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと。

2. 守り、守られる権利

- ・個性が認められ、人格が尊重されること。
- ・子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- ・自分が持っている能力を伸ばすために必要な支援を受けること

3. 健やかに育つ権利

- ・学ぶことを通して人間的発達を目指すこと。



- ・自分の将来を決めること。
- ・安心できる居場所が確保されること。

4. 参加する権利

- ・家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること。
- ・表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- ・仲間をつくり、仲間と集うこと。



子どもの権利が侵害されたら？

市は、迅速かつ適切に救済を図ります。そのために、北広島市子どもの権利救済委員会と子どもの権利相談員を置いて、相談、助言、支援、申し立てに基づいた救済の活動を行っています。

子ども、保護者、周囲の方
だれでも相談できます♥



北広島市子どもの権利キャラクター
けんりーず

北広島市 子どもの権利救済委員会 子どもの権利相談

相談から解決までの流れ

子どもの権利相談

電話・メール・面談で

関係機関や関係者との調整

救済の 申し立て

救済のための調査や調整

勧告・指示・命令 是正の要請

解決

